

## 平成30年度 第1号 日本遺産忍びの里魅力発信・普及啓発業務委託 仕様書

### 1. 委託業務名

平成30年度 第1号 日本遺産忍びの里魅力発信・普及啓発業務委託

### 2. 業務の目的

「忍びの里 伊賀・甲賀ーリアル忍者を求めてー」の日本遺産認定を受け、忍びの里伊賀甲賀忍者協議会（以下、「協議会」という。）を設立し、両市に残る中世城館群や忍者ゆかりの寺社仏閣などを活用した広域的な観光誘客の取り組みのほか、両市の市民が忍者を誇りに感じるよう、様々な啓発活動や人材の育成など企画運営する。

当事業では、日本遺産「忍びの里」のストーリーを地域内外で共有し、その価値を広く発信するシンポジウム及びフィールドワークを開催することで、地域の魅力を再発見し、誇りを醸成するとともに構成文化財を活用した旅行商品の開発を行うことで交流人口増による地域活性化を図る。

### 3. 業務の概要

- (1) 普及啓発事業（シンポジウムの開催）
- (2) 普及啓発事業（フィールドワークの実施）

### 4. 契約担当者

忍びの里伊賀甲賀忍者協議会 会長 岩永裕貴

### 5. 履行期間

本業務の履行期間は契約締結後5日以内から平成31年3月25日までとする。

### 6. 業務計画

本業務の受託者は契約締結後、速やかに業務遂行に係る計画書を作成して提出する。なお、計画書は表紙、実行程表、業務実施体制、緊急時の連絡表により構成すること。

### 7. 業務の実施体制

本業務の受託者は、本仕様書に記する業務項目と、同種あるいは類似の業務経験を有するものを専任し、適切な数の人材を配置することによって委託業務を円滑かつ効果的に実施すること。

### 8. 委託する業務の内容

本委託における主な内容は以下の通りとする。

### (1) 普及啓発業務（シンポジウムの開催）

「神君伊賀越え」をテーマに日本遺産「忍びの里」の構成文化財を基軸としたシンポジウムを開催する。参加者については地域内外の方を広く対象とするため、募集方法についても工夫すること。内容については、以下を想定。

#### ○シンポジウム概要

会場：甲賀市内

回数：1回

- ①有識者による基調講演
- ②パネルディスカッション
- ③日本遺産認定団体や近隣市町等による地域情報関連ブースの設置
- ④その他、シンポジウム全体の統括・進行、開催日までの準備、出演者の調整、会場の設営、開催当日の運営など、シンポジウム開催に必要な業務

### (2) フィールドワークの実施

上記（1）のシンポジウムを受け、「神君伊賀越え」をテーマに日本遺産「忍びの里」の構成文化財を基軸としたルートをめぐるフィールドワークを実施する。行程等は自由提案とするが、実現可能で多くの方が参加しやすいよう工夫すること。

#### ○フィールドワーク概要

会場：伊賀市および甲賀市

回数：1回以上

- ①テーマに沿った観光ルートの造成
- ②フィールドワーク全体の統括・進行、開催日までの準備、ガイド・訪問先の調整、移動手段の確保、開催当日の運営など、フィールドワーク開催に必要な業務

## 9. 報告書の作成

本委託における業務完了報告書を3部作成の上、提出すること。

## 10. その他

- (1) 本業務を遂行するにあたり、受託者は協議会と綿密に連絡をとりながら、委託業務を実施しなければならない。
- (2) 本業務により生じたすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含むが、これらに限らない）は、協議会に帰属するものとする。

- (3) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、速やかに、受託者及び協議会で協議して決定する。
- (4) 業務実施にあたって施設管理者への許可は協議会と協議の上、承諾を得ること。
- (5) 本業務により生じるすべての成果品を協議会の許可無く公表及び貸与してはならない。また、本業務実施により知り得た事項を第三者に漏洩し、または開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- (6) 受託者は、本業務の実施に当たり関係法令等を遵守しなければならない。また、文化芸術振興費補助金制度の要綱を遵守すること。
- (7) 本事業の遂行上必要な資料、画像等は原則として受託者が収集するものとするが、協議会が保有しているもので本事業の遂行に必要な資料は貸与する。なお、取材、撮影等にあたっては市や構成文化財所有者等と事前に調整すること。
- (8) 業務委託料の支払いは、原則精算払いとする。
- (9) 暴力団員等による不当介入の排除について、「(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

  - 1 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他協議会発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
  - 2 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
  - 3 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。